

# 安全・訓練等に関する特記仕様書

## 第1条 安全・訓練等の実施

本工事の施行に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

1. 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
2. 本工事内容等の周知徹底
3. 本工事安全施行技術指針等の周知徹底
4. 本工事における災害対策訓練
5. 本工事現場で予想される事故対策
6. その他、安全・訓練等として必要な事項

## 第2条 安全・訓練等に関する施行計画の作成

施行に先立ち作成する施行計画書に、本工事の内容に応じた安全訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

## 第3条 安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況を写真等及び工事報告（工事月報）に記録し提出するものとする。なお、写真等は竣工時に完成届出書に添付して提出するものとする。